

支払手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>生野警察署</p>	<p>新聞代（平成30年7月分から同年9月分まで）の支払に当たり、正当な債権者とは異なる業者に支払ったものがあった。</p> <p>1 誤払い先への支払額及び支払日 (1) 支払額 12,111円 (2) 支払日 平成30年10月24日 ・誤払いしたことについて、誤払い先から指摘があるまで気付いていなかった。</p> <p>2 誤払い先からの返納額及び返納日 (1) 返納額 12,111円 (2) 返納日 平成30年11月28日</p> <p>3 正当な債権者への支払額及び支払日 (1) 支払額 12,111円 (2) 支払日 平成30年12月3日</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法】 （経費の支払） 第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。 2 (略)</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出の命令） 第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p>（支出の決定と支払） 第112条 出納員は、第40条の支出命令を受けたときは、当該支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないか、当該支出負担行為に係る債務が確定しているか等を審査し、支出の決定をしなければならない。 2～7 (略)</p> <p>【会計事務の手引き】 第4章第3節 3 支出命令(支出命令審査)の留意点 7 正当債権者のための支出ですか (1) 債権者名に誤りは、ありませんか。 ・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、別の新聞社の新聞代も同額の請求であったため錯誤を起こしてしまい、支払手続の際、支出命令伺書の支払先が誤っていることを見落とししたものである。</p> <p>今後は、支払の際には細心の注意を払い、請求書と支出命令伺書の照合を徹底する等、支出命令及び支出審査におけるチェックを厳格に実施するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年1月9日）